

東京都職業能力開発協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 東京都職業能力開発協会
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

東京都職業能力開発協会（以下「協会」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、昭和54年8月に設立された法人で、東京都内において職業能力の開発の促進を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 事業主等の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡
- イ 事業主等の行う職業訓練に従事する者の研修
- ウ 技能検定試験の実施

(2) 組織

協会は、事務所を千代田区飯田橋三丁目10番3号に置き、役員39名（会長1名、副会長2名、専務理事1名、理事32名、監事3名）（うち非常勤役員38名）及び職員15名（うち都派遣職員1名）、2部4課で構成されている。

3 都との関係

都は、協会が行う補助対象事業について、平成25年度1億4,984万余円、平成26年度1億5,896万余円の補助金を交付している。

協会に対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

(表1) 協会に対する補助金交付状況

(単位：千円)

事業名 (補助要綱名)		平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)	
		補助 対象額	補助金額	補助 対象額	補助金額		
東京都職業能力開発協会費 補助事業 (東京都職業能力開発協会費補助金 交付要綱)	1 管理費補助	76,664	75,221	82,085	80,634	補助対象額から会費・諸 収入・寄付金の10%を 控除した額を補助 (国は基準額により算出し た額、都は残額を補助)	
	2 事業費補助	職業訓練振興 事業 (職業訓練指 導員講習)	4,553	2,748	4,423	2,894	補助対象額から当該事業 収入を控除した額を補助 (国は基準額により算出し た額、都は残額を補助)
		技能検定試験 実施事務費 (技能検定事 業)	263,139	71,876	282,104	75,440	
		小 計	267,692	74,624	286,527	78,334	
合 計		344,356	149,845	368,612	158,968		

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度(平成25.4.1~平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1~平成27.3.31)の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成27年9月15日及び同月29日

(2) 団 体 平成27年9月17日及び同月18日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

協会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び

補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

平成25年度及び平成26年度における協会による補助対象事業の実績は、表2のとおりである。

(表2) 補助対象事業の実績

事業名 事業の概要	主な事業実績	
	平成25年度	平成26年度
東京都職業能力開発協会 会費補助事業		
1 管理費補助	人件費、運営費 75,221 千円	人件費、運営費 80,634 千円
2 事業費補助	○職業訓練振興事業 2,748 千円 職業訓練指導員講習 3回 116人	○職業訓練振興事業 2,894 千円 職業訓練指導員講習 3回 100人
	○技能検定試験実施事務費 71,876 千円 技能検定事業 ・技能検定試験 学科試験（前期・後期） 7,823 人 実技試験（前期・後期） 9,188 人 ・基礎級技能検定 学科試験（随時） 1,066 人 実技試験（随時） 1,047 人	○技能検定試験実施事務費 75,440 千円 技能検定事業 ・技能検定試験 学科試験（前期・後期） 7,664 人 実技試験（前期・後期） 9,110 人 ・基礎級技能検定 学科試験（随時） 1,358 人 実技試験（随時） 1,345 人